

## 大津市空家等対策協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第1項の規定に基づき設置する、大津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代理出席)

第4条 委員（市長である委員に限る。以下、この条において同じ。）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。

### (意見聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が、大津市情報公開条例（平成5年条例第1号）第7条第1項各号に該当する場合には、非公開とする。

### (守秘義務)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部住宅政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。